

『マンガで学ぶ生命倫理』訂正表(第1刷)

頁	箇所	訂正前	訂正後
16	後ろから1行目	顕微鏡を用いて試験管内で受精させ	試験管内で受精させ
17	7行目	胚(胎児)の遺伝子を調べる	受精卵(胚)の遺伝子を調べる
91	後ろから2行目	人間がどこまでクローン技術を用いて新しい生命をつくるのが許されるのか	人間がクローン技術を用いて新しい生命をつくるのがどこまで許されるのか
118	上段コマ左の吹出	瀬川君	瀬河君
127	後ろから6行目	臨床的な脳死判定	脳死とされうる状態かどうかの診断
127	後ろから4行目	法的な脳死判定	(傍点トル)
127	後ろから4行目	脳死とされると	脳死とされうる状態と判断されると
127	図	臨床的脳死判定、脳死の疑い	脳死とされうる状態の診断
127	脚注欄	(注を挿入)	[5] 2010年度に出された法的脳死判定マニュアルによれば、改正臓器移植法施行以前に用いられていた「臨床的脳死」という表現は混乱と誤解を招いたため、改正法施行以後は「脳死とされうる状態」という表現を用いることになった。
127	脚注欄(および本文中の脚注指示番号)	[5]	[6]
128	2行目	二度の脳死判定を経て	2回にわたる脳死判定を経て
128~129	脚注欄(および本文中の脚注指示番号)	[6] ~ [9]	[7] ~ [10]
128	後ろから10行目	脳全体が不可逆的に失われた	脳全体の機能が不可逆的に失われた
129	後ろから8行目	患者の主治医と、法的脳死判定をする医師と、臓器移植にかかわる医師はそれぞれ別であり	法的脳死判定をする医師と、臓器移植にかかわる医師は別であり
144	索引	臨床的な脳死判定	(削除)
144	索引	(ナ行)	「脳死とされうる状態 127」追加